

「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」変更について

平成27年4月1日より、厚生労働省告示にて「現物給与の価額」が一部改正しましたので、お知らせします。

同日以降に適用される資格取得届・月額変更届・算定基礎届などの「報酬月額」のうち『現物によるものの額』は、変動後の価額により算定してください。

また、すでに現物給与のある被保険者は、平成27年4月からこの価額変更に伴って固定給の変動とみなされますので、標準報酬月額の随時改定の条件を満たす場合は、平成27年7月の「月額変更届」の提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

※今回の改正で、住宅で支払われる報酬について変更はありません。

◎ご不明な点については、大阪金属問屋健康保険組合 業務課

(TEL 06-6271-0651) へお問い合わせください。

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

【平成27年4月1日現在】

[単位：円]

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等 1人1ヵ月当たり (昼1畳につき)	その他
	1人1ヵ月 当たり	1人1日 当たり	1人1日当たり				
			朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ		
北海道	17,700*	590*	150	210*	230	870	時価
青森県	17,700*	590*	150	210*	230	840	時価
岩手県	17,400*	580*	150*	200	230	970	時価
宮城県	18,000*	600*	150	210	240*	1,250	時価
秋田県	17,400*	580*	150*	200	230	930	時価
山形県	18,300*	610*	150	210	250*	1,050	時価
福島県	17,700*	590*	150	210*	230	1,000	時価
茨城県	17,700*	590*	150	210*	230	1,150	時価
栃木県	17,700	590	150	210	230	1,190	時価
群馬県	17,700*	590*	150	210*	230	1,060	時価
埼玉県	18,300*	610*	150	210	250*	1,580	時価
千葉県	18,300*	610*	150	210	250*	1,530	時価
東京都	19,500*	650*	160	230*	260	2,400	時価
神奈川県	18,900*	630*	160	220	250*	1,900	時価
新潟県	18,000*	600*	150	210	240*	1,080	時価
富山県	17,700*	590*	150	210*	230	1,090	時価
石川県	18,300*	610*	150	210	250*	1,130	時価
福井県	18,900*	630*	160	220	250*	990	時価
山梨県	18,300*	610*	150	210	250*	1,100	時価
長野県	18,300*	610*	150	210	250*	1,030	時価
岐阜県	17,700*	590*	150	210*	230	1,020	時価
静岡県	18,300*	610*	150	210	250*	1,280	時価
愛知県	18,000*	600*	150	210	240*	1,300	時価
三重県	17,700*	590*	150	210*	230	1,080	時価
滋賀県	18,300*	610*	150	210	250*	1,170	時価
京都府	18,900*	630*	160	220	250*	1,450	時価
大阪府	18,600*	620*	160*	220*	240*	1,480	時価
兵庫県	18,300*	610*	150	210	250*	1,290	時価
奈良県	18,600*	620*	160*	220*	240*	1,060	時価
和歌山県	18,600*	620*	160*	220*	240*	920	時価
鳥取県	18,000*	600*	150	210	240*	950	時価
島根県	18,900*	630*	160	220	250*	910	時価
岡山県	17,400*	580*	150*	200	230	1,140	時価
広島県	18,000*	600*	150	210	240*	1,170	時価
山口県	18,000*	600*	150	210	240*	910	時価
徳島県	17,400*	580*	150*	200	230	990	時価
香川県	17,700*	590*	150	210*	230	1,010	時価
愛媛県	17,700*	590*	150	210*	230	950	時価
高知県	18,000*	600*	150	210	240*	910	時価
福岡県	17,700*	590*	150	210*	230	1,150	時価
佐賀県	17,400*	580*	150*	200	230	900	時価
長崎県	18,000*	600*	150	210	240*	920	時価
熊本県	17,400*	580*	150*	200	230	990	時価
大分県	17,700*	590*	150	210*	230	950	時価
宮崎県	17,400*	580*	150*	200	230	890	時価
鹿児島県	18,000*	600*	150	210	240*	950	時価
沖縄県	18,000*	600*	150	210	240*	970	時価

※価額右下の“*”マークは平成27年度から変更される価額です。

1. 現物給与の価額の適用にあたっては、原則として被保険者の勤務地（常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
2. ≪食事≫…上表の額の3分の2以上が負担している場合は、現物による食事の供与は無いものとして取り扱います。
3. ≪住宅≫…価額の算出は、居住用の室を対象とします。
 対象：居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の住居部分
 （玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下等居住用以外の室は含めません）
 ◎洋間は広さを畳敷きに換算（畳1畳1.65㎡） ◎ダイニングキッチン は台所部分を除き換算